



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

2011年11月15日

「LT会」会報第11-17号（総95号）

LTコンサルティンググループ

### 中国「商標使用許諾契約」の届出制度

中国に設立した子会社からの投資回収方法として、以下の3つの方法が考えられる。

1. 配当金の支払い；
2. 技術サービスや技術開発料の支払い；
3. ライセンス契約に基づくロイヤリティの支払い

配当が出せるようになるまで通常は数年を要するため、投資回収やチャイナリスクを避ける観点から、配当以外の方法で早期に投資を回収したいと考える親会社は少なくない。

中でも、親会社のロゴや社名等を使用する際に、商標使用許諾契約を親子間で締結し、子会社から親会社にロイヤリティを支払う方法は良くお客様から相談を受ける。

この場合、中国の商標権・商標使用許諾契約の基本のポイントを押さえておかないと、この方法の利用は難しい。今回は、中国で商標使用許諾契約の締結、特に届出手続きに一番重要な3つのポイントについて説明する。

1. 商標使用許諾の前提として、ライセンサーとなる親会社が中国でも商標権を取得していること。親会社が日本で登録した商標権に基づき、中国の子会社と契約しても、子会社はその契約書を以て、中国からロイヤリティを送金ができない。子会社からロイヤリティを受け取る予定がある場合は、中国での商標出願手続きを先行させるべきであろう。
2. 商標出願申請、ライセンス契約届け出等の提出先は、「国家工商行政管理総局商標局」となる。北京にある国家レベルの機関であるため、地方政府が管轄する通常の行政手続きとは異なり、ほとんどは第三者商標代理機構を通して契約等の届け出手続きを行うこととなる。
3. 商標局は中央機関であるため、届出手続きに、約3カ月から5カ月もかかる。このため、前もって契約や手続きをされることをお勧めする。届出手続きが終われば、国家商標局から「商標使用許諾契約届出通知書」が発行され、子会社はそれを以て、税務署及び外為管理局で納税及び送金認可手続きを行うことにより、親会社へのロイヤリティ送金が可能となる。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

### 参考法根拠:

1. 「中華人民共和国商標法」(2001年修正版)第四十条:商標登録者は、商標使用許諾契約の締結によって、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。(中略)。商標使用許諾契約は、商標局に届け出なければならない。
2. 「中華人民共和国商標法实施条例」第43条:他人にその登録商標の使用を許諾した場合、ライセンサーは、商標使用許諾契約の締結日から3カ月以内に契約の副本を商標局に届け出なければならない。
3. 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第19条(商標使用許諾契約の届出とその効力及び対抗力)商標使用許諾契約が届け出られていない場合、当該許諾契約の効力には影響しない。但し、当事者が別段の定めを置いている場合はこの限りではない。商標使用許諾契約が商標局に届け出られていない場合、善意の第三者に対抗することはできない。
4. 国家外為管理局「非貿易外貨購入・支払及び国内居民個人外貨収支管理操作規定」の「無形資産外貨購入・支払」-「特許・専有技術の許可及び譲渡を含まない商標許諾」に必要な資料:①書面申請②契約書③發票または請求書④国家商標主管部門が発行した「商標使用許諾契約届出通知書」⑤納税完了証明。